

設置及び管理の条例制定



川西町での研修（鮎貝まちづくり推進会議）

27年4月から6地区公民館をコミュニティセンターに移行するための設置及び管理に関する条例が制定された。「地域住民の主体的な活動を支援し、総合的な地域づくりの拠点として設置する」を目的として、名称や利用料などの基本事項を定めており、附則として、この事に付随する公民館に係る4条例の一部改正も定められている。また、

27年度からの指定管理料の債務負担補正予算も提案されて承認された。

議員

「管理は町長が指定するものに行わせることができる」とあるが、各

地区での管理運営母体ができ
た時（随時）と理解してよい
か。

当局

予算や町の担当体制のこともあり、年度ごとと考えている。

議員

分館についての条項がないが、どう考えているか。

当局

分館の設置については引き続き継承していきたいが、町ではなく各地区で設置するとならば、その設置に基づいて町がその分館に対する支援も行っていく考えです。

議員

指定管理料が地域によって違いがあるのは。

当局

3年間の限度額として設定しました。センター長と事務局2名分の人件費の部分は同額ですが、施設の維持管理経費分については、25年度実績、需用費関係燃料費、電気料等の上昇なども加味して算定した結果で若干差があるということです。

白鷹町消防団

防災功労者内閣総理大臣表彰を受賞!!

昨年7月の豪雨災害における救助活動や被害の拡大防止活動等について高く評価されて受賞となりました。本年は全国から4個人と36団体受賞のなかで大変な名誉であります。また、本年7月の豪雨災害時においても、積極的、効果的な活動により安心安全の確保の大きな役割を果たしていただきました。今後とも本町防災の要として一層の活躍を期待します。（行政報告より）

